(別記様式第1号)

計画作成年度	令和2年度
計画主体	長野県伊那市

伊那市鳥獸被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名 長野県 伊那市役所 農林部 耕地林務課 林務係

所 在 地 〒396-8617

長野県伊那市下新田3050

電 話 番 号 0265-78-4111 F A X 番 号 0265-72-4142

メールアドレス ktr@inacity.jp

1. 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対象鳥獣	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ツキノワグマ ハクビシン	
	カラス	
計画期間	令和2年度~令和4年度	
対象地域	長野県伊那市	

2. 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1)被害の現状(平成 30 年度)

± × 0 1€ × 1	褚	披害の現状		
鳥獣の種類	品目		被害数值	
Oイノシシ	〇水稲		1,704千円	159a
	〇麦類		115千円	147a
	〇豆類		14千円	11a
	〇野菜		165千円	69a
		(小計	1,998千円	386a)
〇ニホンジカ	〇水稲		1,027千円	216a
	〇麦類		116千円	202a
	〇大豆		507千円	195a
	○雑穀		209千円	142a
	〇果樹		4,894千円	224a
	O野菜		6,243千円	316a
		(小計	12,996千円	1,295a)
〇二ホンザル	〇水稲		589千円	24a
	〇豆類		11千円	8a
	〇雑穀		20千円	8a
	〇果樹		1,216千円	56a
	O野菜		1,114千円	31a
		(小計	2,950千円	127a)
〇ツキノワグマ	〇野菜		512千円	78a
		(小計	512千円	78a)
〇ハクビシン	〇野菜		1,385千円	130a
		(小計	1,385千円	130a)
○その他獣類			千円	а
		(小計	千円	a)
Oカラス	〇水稲		76千円	12a
	〇果樹		59千円	103a
	〇野菜		13千円	24a
		(小計	148千円	139a)

a * ·	0.1.			
Oスズメ	〇水稲		51千円	75a
		(小計	51千円	75a)
○その他鳥類	○水稲		68千円	82a
		(小計	68千円	82a)
【合計】	〇水稲		3,515千円	568a
	〇麦類		231千円	349a
	〇豆類		532千円	214a
	〇雑穀		229千円	150a
	〇果樹		6,169千円	383a
	〇飼料作物		千円	а
	〇野菜		9,432千円	648a
	〇いも類		千円	а
	〇工芸作物		千円	а
	〇その他		千円	а
		合計	20,108千円	2,312a

(2)被害の傾向

(1) 生息状況と被害の発生場所、被害の状況

【獣類】

- ① イノシシ : 市の山麓全域に生息し、食害だけでなく踏み倒しによる被害も多い。
- ② ニホンジカ:南北に流れる天竜川を境に東側だけに見られたが、近年は中央アルプス 山麓へも進出し、高山帯への進出も確認されている。また、森林や高山植物の被害も増加している。
- ③ ニホンザル:全域に生息しているが、東南部は比較的少ない様である。
- ④ ツキノワグマ: 出没する頻度は西側に多い。野菜・果樹の被害が多い。
- ⑤ ハクビシン: 市内全域で見られる。民家の屋根裏に巣を作ることもある。トウモロコシの被害が多い。

【鳥類】

- ・カラスは全域で見られるが、大きな集団を形成して活動することもある。野菜の被害が 多い。
- ・スズメの麦類等の被害のほか、ここ数年ヒヨドリ、ムクドリによる果樹被害が発生している。
- (2) 被害の発生時期
- ・シカ、イノシシ、鳥類による被害は、春の作付けから収穫期まで継続し発生している。
- ・ツキノワグマ、ニホンザル、ハクビシンは収穫期に被害の発生が集中している。

(3)被害の軽減目標

	現状値(平	平成30年度)	目標値(令和4年度)
対象鳥獣	被害面積(a)	被害金額(千円)	被害面積(a)	被害金額(千円)
イノシシ	386	1,998	270	1,398
ニホンジカ	1,295	12,996	906	9,097
ニホンザル	127	2,950	88	2,065
ツキノワグマ	78	512	54	358
ハクビシン	130	1,385	91	969
カラス	139	148	97	103
合 計	2,155	19,989	1,506	13,990

(4)従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課題
捕獲等に	○猟銃、檻、わなによる捕獲を猟友会	〇銃を所持している猟友会員の減少が
関する取	に委託。	課題になっている。
組	〇国庫補助等活用し捕獲檻等購入し	〇猟友会員は捕獲のほか捕獲後の処理
	猟友会へ貸与。	も行っており、捕獲数が増えるにつれ負
	〇銃猟、わな免許取得者及び更新者	担が増している。
	、残渣処理施設等への補助金交付。	〇二ホンジカについて、警戒心が強い個
	〇長野県事業への協力(捕獲及び夜	体が増え、捕獲や個体数の把握が困難
	間銃猟)	になってきている。
防護柵の	〇防護柵の設置、緩衝帯整備を継続	防護柵は、耕作者が高齢化し設置及び
設置等に	して行っている。	管理が困難な地域もある。道路等の開口
関する取		部よりの進入防止が課題である。防護柵
組		に電気柵等の嵩上げを行なってもニホン
		ザルの進入を防ぐことは困難である。

(5)今後の取組方針

鳥獣による被害は恒常化してきており、営農意欲の低下を通じて耕作放棄地を増加させ、 更なる被害を招く悪循環を生じさせている。伊那市では野生鳥獣による農林生産物被害対 策を重要課題としており、防除対策をより効果的にするため、被害状況を的確に把握し総 合的に取組を実施していく。また、地域ぐるみの実施体制を整備するとともに人材の育成に 取り組んでいく。

(1)被害状況の把握と効果的な対策の策定

従来から農林業者からの報告に基づき把握してきたが、報告されない場合も多いことから、被害状況を正確に把握する体制を整え、より効果的な対策を策定していく。

(2)実施体制の整備

猟友会は捕獲の担い手としての役割を担ってきたが、銃所持の会員が減少傾向に あることから、会員の負担を軽減するとともに各地域の猟友会の連携を図っていく。ま た、個人で行える対策の周知や学習会を開催するなど防除意識を高めながら、地域全体で取り組む体制を整備していく。

(3)総合的・広域的な被害防止対策の実施 捕獲による個体数調整・緩衝帯整備・森林整備・防護柵の設置・追い払い等様々な 対策を総合的かつ広域的に実施していく。

(4)防除対策の検証

実施した被害対策について効果を検証し、データを蓄積しながら原因究明を図り、 より効果的に対策を実施していく。

(5)ジビエ振興等

市内の獣肉処理加工施設において、捕獲個体のジビエ活用による有効利用により 捕獲の推進を図り、農林業被害の軽減等を目指す。

3. 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1)対象鳥獣の捕獲体制

- ・伊那地区、高遠地区、長谷地区の猟友会員を伊那市鳥獣被害対策実施隊員として任命。 実施隊員(法定要件及び協力基準該当者)を指名し、個体数調整及び有害鳥獣捕獲を実施する。
- ・捕獲実績の報告をもとに生息状況を把握し、次年度の計画を立てている。

(2)その他捕獲に関する取組

		-
年度	対象鳥獣	取組内容
	ニホンジカ	捕獲用機材の整備事業(くくりわなの購入)実施し、猟友会
	イノシシ	へ貸与していく。
	— 4 > .42° u	加害群(個体)の把握に努め、檻等による捕獲、追い払い、
令和2年度	ニホンザル	防護柵設置拡充など複合的に実施していく。
	ハクビシン	捕獲用機材の整備事業(箱罠の購入)実施し、猟友会へ貸
		与していく。
	カラス	加害個体を把握し捕獲、追い払い機材等の導入を進める。
令和3年度	同上	同上
令和4年度	同上	同上

(3)対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方

捕獲計画数については、長野県が定める鳥獣保護管理事業計画との整合性を確保しつつ、 鳥類も含め過去の捕獲実績及び農林業被害状況、生息状況を勘案した中で状況に応じた捕 獲を実施する。

ツキノワグマについては、農林業被害状況等勘案し対応する。

過去の捕獲実績(平成25年度~平成30年度)

対象鳥獣		捕獲頭数(有害鳥獣捕獲分)				
刈豕局訊	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
ニホンジカ	2,649	2,162	1,495	1,170	1,267	1538,
イノシシ	120	141	49	106	91	122
ニホンザル	147	159	176	113	117	84
ハクビシ ン	84	65	78	76	78	65
カラス	783	461	285	431	719	418

捕獲計画(令和2年度~令和4年度)

北 名 白 ※	捕獲計	十画数等(狩猟捕獲分を	含む)
対象鳥獣	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ニホンジカ	頭	頭	頭
ニハンシカ	2, 000	2, 000	1, 600
イノシシ	頭	頭	頭
1 7 9 9	150	150	120
ニホンザル	頭	頭	頭
ニハンサル	180	180	160
ッナノロガラ	頭	頭	頭
ツキノワグマ	必要頭数	必要頭数	必要頭数
ハクビシン	頭	頭	頭
	90	90	72
⊥ - →	羽	羽	羽
カラス	800	800	700

捕獲等の取組内容

従事者による銃器、わな、檻による有害鳥獣捕獲を行う。

銃器による捕獲活動は、農林水産業従事者と連携し、被害状況の把握に努め、効果のある捕獲活動(一斉捕獲等)を行う。

わな、檻の捕獲活動は、農林業従事者との協力の上、効果的と考えられる場所へ設置する。

- ○ニホンジカ:銃、わな、檻、誘導捕獲檻等での捕獲を通年行う。
- 〇イノシシ: 銃、わな、檻等での捕獲を通年行う。
- 〇二ホンザル:銃、檻での捕獲等を通年行う。
- 〇ツキノワグマ: 檻等での捕獲を6月から10月末まで行う。
- 〇ハクビシン:わな、檻等での捕獲を通年行う。
- 〇カラス: 檻、銃等での捕獲を通年行う。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

従事者が接近できない場所に出没した大型獣(ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ)を捕獲する場合に使用する必要があり、特に大型獣の有害捕獲においては、捕獲中に従事者に危害を及ぼす可能性があるため、射程の長いライフル銃を使用することで、その安全を確保しつつ捕獲の成功率を高めることができる。

ライフル銃は、次の条件を設け有害捕獲に使用することとする。

- (1)捕獲対象が、ニホンジカ、イノシシ及びツキノワグマ等の大型獣であること。
- (2) 鳥獣捕獲許可証及び従事者証に記載されている期間内及び場所であること。
- (3)人身被害発生の可能性がある等の緊急時において、ライフル銃以外の手段では従事者の安全を確保した捕獲を実施できない場合であること。
- (4)地理的条件等からライフル銃以外の手段では捕獲を実施できない場合であること。
- (5) その他、ライフル銃の使用について警察等の了解が得られた場合であること。

(4)許可権限委譲事項

対象地域	対象鳥獣
伊那市内	ニホンジカ

4. 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1)侵入防止柵の整備計画

4.名白器		整備内容	
対象鳥獣	令和2年度	令和3年度	令和4年度
ニホンジカ	〇鋼製網フェンス	〇鋼製網フェンス	〇鋼製網フェンス
イノシシ	【合計】	【合計】	【合計】
ニホンザル	L=640m	L=2,000.0m	L=2,000.0m

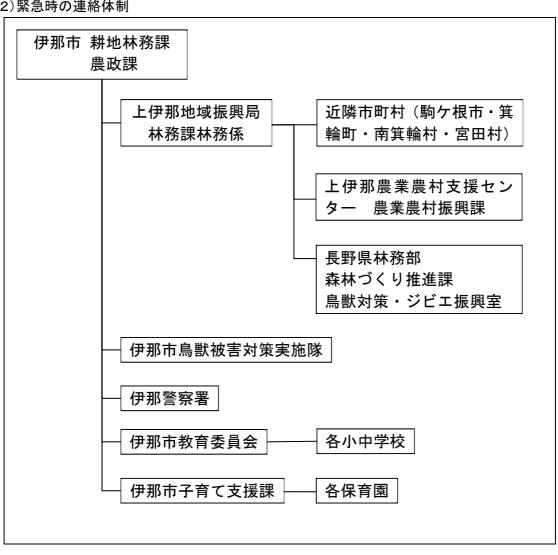
年度	対象鳥獣	取組内容
令和2年度	ニホンジカ イノシシ ニホンザル ハクビシン カラス	○2戸以上の農家を対象に、自己防衛のための電気柵及び防護柵、防鳥網の設置を推進。 ○放置果樹除去対策としての広報や指導を推進。 ○中山間地を中心に緩衝帯整備の推進。 ○農作物被害の集計だけではなく、現地調査等情報の収集に努める。 ○加害個体(群れ)をできる限り把握し、効果的な捕獲に努める。
令和3年度	同上	同上
令和4年度	同上	同上

5. 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場 合の対処に関する事項

(1)関係機関等の役割

関係機関等の名称	役割
伊那市	地域住民への注意を喚起するともに、関係者間との情
	報の共有化を図る。また、住民へ情報の提供を行う。必
	要に応じて、学校関係者等と連携しながら児童・生徒の
	安全を図る。
伊那市鳥獣被害対策実施隊	緊急体制により迅速に捕獲体制をとる。
(伊那・高遠町・長谷猟友会)	
上伊那地域振興局 林務課	個体数許可の迅速な対応を図る。
伊那警察署	地域住民への注意の喚起及びパトロールの実施

(2)緊急時の連絡体制



6. 被害防止施策の実施体制に関する事項

(1)協議会に関する事項

伊那市有害鳥獣対策協議会
役割
耕地林務課・農政課が事務局を担当
被害報告の窓口、技術指導
鳥獣害対策関する施策の対応
被害状況の把握
有害鳥獣捕獲の実施、生息状況等の情報提供
農作物被害の補償、助成事業、機具の貸し出し
生息状況の分析、対策の研究と提言
広域的な防除体制の構築
水稲、野菜、果樹などの被害状況の取りまとめ
地区内の被害状況の把握
地区内の被害状況の把握
国有林の被害及び生息状況の情報提供

(2)関係機関に関する事項

関係機関の名称	役割	
上伊那農業農村支援センター	間連施策の情報提供及び県補助事業の相談窓口	
伊那市農業振興センター	農業者自らできる対策の作成と情報提供	
南アルプス食害対策協議会	南アルプスの食害対策のため、国、県、市町村、研究機	
	関が連携する組織	
中央アルプス野生動物対策	中央アルプスの食害対策のため、国、県、市町村、研究	
協議会	機関が連携する組織	
上伊那野生鳥獣被害対策チーム	野生鳥獣に関する保護管理を適正かつ効果的に実施す	
	る。	

(3)鳥獣被害対策実施隊に関する事項

伊那市鳥獣被害対策実施隊

規模 210名(令和元年度)

構成 伊那・高遠町・長谷猟友会の会員

内容 鳥獣被害対策実施隊による捕獲、追い払いの実施

(4)その他被害防止施策の実施体制に関する事項

・伊那市農業振興センターでは、農業者の自己防衛方法を取りまとめ農家への指導を 行っている。

7. 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

イノシシやニホンジカについては捕獲後出来るだけ自家消費に努めることとするが搬出が困難な場所では現場埋設するなど状況に応じた処理を行う。

8. 捕獲等をした対象鳥獣の食品としての利用等その他有効な利用に関する事項 市内の獣肉処理加工施設において、捕獲個体のジビエ活用による有効利用により捕獲の 推進を図り、農林業被害の軽減等を目指す。

9. その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

・作付けの工夫、作物残さの処理など各農家で行える取組の啓発を進める。